

令和4年度
厚生労働科学行政推進調査事業費
障害者政策総合研究事業
分担研究報告書

障害者統計に関する国際連合の障害者権利条約の審査での議論

研究分担者 岩谷 力 長野保健医療大学
研究分担者 今橋 久美子 国立障害者リハビリテーションセンター
研究協力者 北村 弥生 長野保健医療大学

要約：国連障害者権利条約の権利条約委員会による日本審査の総括所見のうち「第31条統計及び資料の収集」は、主に、①あらゆる活動分野における障害者と非障害者の比較、及びそれができる資料収集システムの開発と②性、障害種、年齢階層等の多様な要因による分類（対象には入所者・入院精神障害者を含む）を課題として示した。

本稿では、「権利条約 第31条 統計及び資料の収集」について、①課題への官民の共通理解を得ること、②達成方法を官民の関係組織が協力して精査すること、③取り組みの優先順位をつけることに資することを目的として、権利条約委員会、日本政府、障害者団体の文書を対照させた。また、設問の変更が基幹統計に比べて容易な世論調査である「生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）」の調査票および集計方法に関する話題について、現状と課題を整理した。

2016年に第一回政府報告書が発行されてから、すでに、令和3年社会生活基本調査にEurostatの障害指標MEHM (Minimum European Health Module)が、令和4年国民生活基礎調査健康票にワシントン・グループの指標(WG-SS)が、令和4年生活のしづらさなどに関する調査にワシントン・グループの指標(WG-SS Enhanced)が採用され、課題への解決に向けて一歩前進したと考えられる

次の段階で行うこととして、3つが考えられた。①令和3年社会生活基本調査と令和4年国民生活基礎調査から、障害の有無による生活状況を比較すること、②令和4年生活のしづらさなどに関する調査から、変更・追加された調査項目の意義を知り、次回調査の設計を行うこと、③性、年齢階層、障害種による比較を行うこと。また、方法の確立から取り組むこととして、①行政データの活用、②アクセシブルな調査と結果公表、③入所・精神病院への入院者に対する調査、④統計について知識と技術を有する障害者の育成は、国内外で共通する課題として、国際動向に注視しつつ、官民の関係者で協力し検討することが期待される。障害者統計に関して、どの統計により障害の有無による差異が示せるか、検討を進める優先順位をどう考えるかは、今後の検討課題である。

A. 目的と方法

国際連合の障害者の権利に関する条約（障害者権利条約：Convention on the Rights of Persons with Disabilities）（以下、権利条約）に関する政府報告と市民団体の要望は噛み合わないことが多いと言われている。その理由は、権利条約委員会による文言は多様な国の状況に対応するために抽象度が高く、政府と障害者団体による達成目標が合致しにくいと推測される。達成目標は合致しても、方法に吟味を要する場合もある。また、政府は制度として確立するまで公表しない傾向があるため、障害者団体からは政府による準備が見えにくい場合もあると推測される。

そこで、本稿では、「権利条約 第 31 条 統計及び資料の収集」について、①課題への官民の共通理解、②達成方法を官民の関係組織が協力して精査すること、③取り組みの優先順位をつけることに資することを目的として、権利条約委員会、日本政府、障害者団体の文書を対照させる。特に、「生活のしづらさなどに関する調査」の調査票および集計方法に関する話題について、現状と課題を整理する。

B. 国連の障害者権利条約の実効化の手続き

表 1 に、権利条約が 2006 年に採択された後、日本政府への権利条約委員会からの総括所見が出されるまでの経過を示した。日本は既存の障害者基本法に加えて障害者差別解消法を新たに成立させた後、権利条約を 2014 年に批准した。締結国は、4 年に 1 回程度、国連障害者権利委員会（以下、権利委員会）に政府報告を提出し、権利委員会からの審査を受ける。第一回の政

府報告は批准後、2 年程度で提出することとされている。

権利条約批准後に、日本政府に対する審査は、おおむね、次の 9 段階で行われた：①政府報告の提出（2016 年 6 月）¹⁾、②市民団体から報告書（パラレル・レポート）の提出（2019 年 6 月）²⁾、③市民団体から権利委員会に対するブリーフィング（説明と質疑）（2019 年 9 月：非公開）、④権利委員会から政府への事前質問文書の発行（2019 年 10 月）³⁾、⑤政府から事前質問への回答（2022 年 5 月）⁴⁾、⑥市民団体から委員会への総括所見に向けたパラレル・レポートの提出⁵⁾、⑦市民団体から権利条約委員会へのブリーフィング（2022 年 8 月：非公開）、⑧対面審査（建設的対話）での委員会と政府による質疑応答（2022 年 8 月）^{6),7)}、⑨権利委員会からの提案や勧告を含めた総括所見（最終見解）（2022 年 10 月）⁸⁾。2019 年のブリーフィングには障害者団体、日本弁護士会、支援者が約 50 名、2022 年のブリーフィングには 100 名以上が参加した。

対面審査は、新型コロナウイルス感染症の流行により延期され 2022 年 8 月に行われた。権利条約では、4 年に 1 回程度の審査が想定されているが、200 か国以上の審査に時間を要し、日本の政府報告書が提出されてから審査予定日までに 4 年が経過した。

表 1 では、市民団体として、最も多様な障害者団体の加盟がある日本障害フォーラム（JDF）によるパラレル・レポートを掲載したが、他の障害者団体（例えば、公教育計画学会、障害児を普通学校へ・全国連絡会）及び日本弁護士会^{9),10)}からも独立に

パラレル・レポートが提出され、権利委員会の HP

(https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/TBSearch.aspx?Lang=en&TreatyID=4&CountryID=87) で参照することができる。市民団体から権利委員会に対するブリーフィングは、パラレル・レポートを提出したすべての団体が合同

で、規定時間（説明と質疑合わせて2時間）内に行った。時間の制約から、このブリーフィングでは、統計・資料について触れられることはなかった。しかし、JDF によるパラレル・レポートでは最重要 10 課題のひとつに「第 31 条 統計及び資料の収集」は含まれており¹¹⁾、私的なロビー活動では言及された。

表1 国連の障害者権利条約批准から総括所見発行までの経過

番号	年月	事項
	2006.12	採択
	2007.1	署名
	2014.1	批准
1	2016.6	政府報告の提出
2	2019.5	市民団体からのパラレル・レポート（英文 10,700 語以内）の提出
3	2019.9	市民団体から権利委員会へのブリーフィング（説明と質疑）
4	2019.10	権利委員会から政府への事前質問（文書）
5	2022.5	政府から事前質問への回答（文書）
6		市民団体からのパラレル・レポートの提出
7	2022.8	市民団体から権利委員会へのブリーフィング（説明と質疑）
8	2022.8	対面審査（建設的対話）での政府への質疑応答
9	2022.10	権利委員会からの提案や勧告を含めた総括所見（最終見解）

C. 権利条約 第 31 条に関わる議論

巻末の附表 1 に、「権利条約 第 31 条 統計及び資料の収集」について審査関係文書の記載を発行順に転載した。

表 2 の灰色行は権利条約の条文、オレンジ色行は権利条約委員会から政府への事前質問、青色行は総括所見である。その下に、それぞれに対する政府文書、パラレ

ル・レポートの記載、文献から得た情報と提案を配置した。第一回政府報告(2016 年)から、本稿執筆までに 7 年が経過しており、政府報告に漏れていた内容及び政府がこの間に行った対策も文献情報に含めた。このうち、生活のしづらさなどに関する調査が関係する項目を中心に、※印を付けた項目について、次項に順に記載する。

表2 障害者権利条約第 31 条に関わる課題:政府及び市民団体の見解と対応見込み

資料名	政府報告での回答	パラレル・レポートでの課題	対応見込み（文献による）と提案

番号			
条文 1	締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。		
		国民生活基礎調査で、「障害あり」と回答した人を対象とした福祉支援ニーズ調査の新設	身体障害者実態調査は開始時には、指摘される方式であったが、「障害あり」を調査者が把握することへの反対もあり、方法を変更した経緯がある ¹²⁾ 。
		行政データの公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等情報公表システムデータのオープンデータはすでに稼働している¹³⁾。（参考資料3） ・ 厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業において「障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究」（みずほ総研）が実施された¹⁴⁾。 ・ 厚生労働省は全ての自治体が参加する障害者福祉のデータベース（DB）の稼働を計画していることに関する報道があった¹⁵⁾。
		統計調査の企画、実施、分析、普及と活用のすべてのプロセスでの障害女性団体を含む障害者団体の参加確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活のしづらさなどに関する調査では、従来通り、社会保障審議会障害者部会で調査票案を審議し、関係団体の委員からの意見を採用した¹⁶⁾。 ・ 令和4年生活のしづらさなどに関する調査では、令和2年に長野県飯山市においてプレ調査を行った

			<p>17) ,18)他、調査票原案は障害当事者に事前確認を得た。</p> <p>(提案) 障害者統計に関する研究組織へ障害者が研究協力者として参加することの促進、障害者への統計知識・技術付与の奨励は価値があると考える 19)。</p>
条文 (a)	<p>障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置(資料の保護に関する法令を含む。)を遵守すること。</p>		
条文 (b)	<p>人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。</p>		
	<p>209.統計法において、統計調査によって収集された情報については、守秘義務等を規定しており、障害者に関する情報も含めて適切に保護されているほか、国際連合で採択された「公的統計の基本原則」を踏まえた基本理念も定めており、統計の収集及び利用に関する倫理上の原則が遵守されている。また、公的統計については、その所在に関する情報も含め、インターネットその他の方法により適切に公表を行っている。</p> <p>210.国の行政機関により収集された障害者の個人情報 は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に取り扱われる。同法の規定に違反した場合には刑罰が課せ</p>	<p>家庭訪問についての障害者実態調査での配慮(拒否、訪問以外の方法の工夫)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年以来、生活のしづらさなどに関する調査では、調査員が玄関で「調査該当者が世帯にいるか」を質問し、「いる」と回答した場合に調査票を渡し郵送法で返送されている。この方法は、精神障害者の団体からの希望に沿った 12)。 ・自由記述欄に「調査方法への課題」も少数ながら記載されていたが、公表はされていない 20)。 ・令和4年にはプレ調査を経て調査票の最後に「調査方法についての意見」を聞く設問を追加したことから「調査方法」についての課題を集計・公表しやすくなると期待される 17),20),21),22)。 ・オンラインでの調査回答は国民生活基礎調査では実施準備中である 23)。

	<p>られる。同法は、個人情報の保護に関する国際的な基準である OECD8 原則を具体化しているものであり、国際的に受け入れられた規範を遵守している。</p> <p>また、国家公務員法第 100 条では、国家公務員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない旨規定している。</p>		
条文 2※	<p>この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立つために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。※</p>		
事前 意見 31※	<p>統計及び資料の収集（第 3 1 条）</p> <p>性別、年齢、障害、地理的位置及び社会経済的・教育・雇用状況の事情によって分類したデータを収集し、分析し、広めるためにとった措置について情報を提供願いたい。特に、「持続可能な開発目標 17. 18」及び「障害に関するワシントン・グループの短い質問セット」を考慮にいたれたデータについて。</p>		
総括 所見 66.	<p>障害に関するワシントン・グループの短い一連の質問、及び経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の障害者の包容及び自律的な力の育成に関する政策指標を想起しつつ、委員会は締約国に、年齢、性別、機能障害の形態、必要とする支援の形態、性的指向及びジェンダー自認、社会経済的地位、民族、居住施設及び精神科病院を含む居住地といった様々な要因により分類された、あらゆる活動分野における障害者の資料収集システムを開発することを勧告する。</p>		
	<p>性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された統計について、次回報告提出までの間に改善に努めたい</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年社会生活基本調査で EU の障害の指標を採用 ²⁴⁾ ・令和 4 年国民生活基礎調査で WG-SS を採用 ²⁵⁾ ・令和 4 年生活のしづらさなどに関する調査でも、障害認定基準に加えて、WG-

			SS および WG-SS Enhanced を採用 ²⁶⁾
		ろうと難聴の区分（名称は要検討）	令和4年生活のしづらさなどに関する調査で、生活上の視点から聴覚障害の詳細を聞く項目を追加した。障害者手帳非所持の難聴者数を推計する予定 ²⁶⁾ 。※
		都道府県による区分	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年社会生活基本調査で障害発生率を都道府県別、年齢階層（10歳）別に報告²⁷⁾ ・生活のしづらさなどに関する調査では、自治体による回収率格差が指摘されており、慎重な協議を要する²⁸⁾
3	締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。		
		生活のしづらさなどに関する調査の二次利用を障害者団体も行えるように	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹統計の定めに従って、研究者を含んだ組織への二次利用は可能。 （提案）「利用しやすい= accessible」とは公開情報がアクセシブルであることを指すと考える。例えば、視覚障害には音声読み上げに対応するようにエクセルデータで、知的障害者にはやさしい日本語で提供されることは期待される¹⁹⁾。
総括 65.※	委員会は、以下を懸念をもって留意する。(a) あらゆる活動分野を対象とする、障害者に関する包括的で分類された資料の欠如。		
		国勢調査、労働力調査、学校基本調査をはじめとする基幹統計に障害に関する設問を組	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別までを含んだ障害の指標（例えば、WG-SS）を追加することができている国は、国勢調査の開

		み込み、障害者と非障害者の比較を可能にする	発時に遭遇しなければ、諸外国でも困難 ²⁹⁾ 。
		選挙への参加	※ 表5
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用実態調査の実施と結果公表を実施 ・障害者雇用状況調査の実施と結果公表を実施 	雇用 収入	EUの指標では、障害種別による比較ができない	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年社会生活基本調査でEUの障害指標を採用 ・令和4年国民生活基礎調査でWG-SSを採用
<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもに対する教育の充実に向け、地域・学校における支援体制の整備状況について調査を実施し、インターネット等で情報発信（文部科学省） 	教育		<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年国民生活基礎調査でWG-SSを採用
		文化スポーツへの参加	スポーツ庁調査に「障害者手帳所持」の項目があり、データ公開済み（障害種別による比較ができない） ³⁰⁾ <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年社会生活基本調査でEUの障害指標を採用 ※
		EUの指標では、障害種別による比較ができない	
		差別体験	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年生活のしづらさなどに関する調査のプレ調査では採用¹⁸⁾ ・本調査では、「必要な支援」の選択肢として「権利・人権」を採用²¹⁾ ※
			<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年生活のしづらさなどに関する調査では、JDFの調査票も参考にして災害準備の設問を追加した³¹⁾ ※

			ワシントン・グループ事務局が作成した標準様式案 ¹⁹⁾ には、年齢階層別性別障害発生率のほかに、教育年数・世帯収入・雇用率・ワクチン接種率（インフルエンザ、肺炎）についての障害者と非障害者の比較が掲載された。 ※
			厚生労働省は障害者白書を毎年発行している。
総括 (b)	居住型施設及び精神科病院の障害者が、実施済みの調査においては見過ごされていること。		
		施設・病院入所者調査における患者参加	調査方法の開発の試行研究として、平成23年度厚労科研「障害者入所施設および精神科病院の入所者・入院者に対する全国実態調査に向けたパイロット研究」（佐藤久夫ら ³²⁾ がある。

1. 性・年齢・障害種別等のカテゴリーによる分類

1.1 経緯

第一回政府報告では、政策委員会からの指摘として、付随資料「条約締結に至る経緯と現状」に、「特に性・障害種別・年齢等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい」と課題の認識と改善の方向性が示された。

「性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類されたデータ」については、JDFの平行レポーターでは、さらに、

①障害種別では、聴覚障害をろうと難聴に区分すること、②都道府県などの地域別の分類が記載された。

これらを受けて、権利条約委員会からの事前質問は、「性別、年齢、障害、地理的位置及び社会経済的・教育・雇用状況の事情によって分類したデータを収集し、分析し、広めるためにとった措置について情報を提供願いたい。」と記載された。

さらに総括所見では、「機能障害の形態、必要とする支援の形態、性的指向及びジェンダー自認、社会経済的地位、民族、居住施設及び精神科病院を含む居住地といった様々な要因により分類された、あらゆる活動分野における障害者の資料収集システムを開発すること」が勧告された。

1.2 第一回政府報告でのデータ分類

表3には、政府報告書の付属資料「統計・データ」に掲載された42図表について、図表番号、表題、性・障害種別・年齢等のカテゴリーによって分類されているかを示した。

概念または環境に関する7図表を除いた、個人に関する35図表のうち、性別は6表、年齢は14表、障害種別は26表で分類されていた。ただし、年齢は5歳間隔の階層での分類は1表（年齢階層別に見た身体障害児・者数（在宅）の人口比）のみであり、2段階が14表、3段階が3表、4段階が1表であった。

障害種別は9パターンがあった。すなわち、3障害は5表、身体障害の手帳種別内訳は5表、3障害と身体障害の手帳種別内訳は3表、身体と知的は2表、身体障害の手帳種別内訳と知的の内訳の合計7～9種別（通級利用者）は2表、疾患群は2表、障害等級は1表、知的障害の中で重度か否かは1表、施設種別は1表であった。

1.3 既存統計でのデータ分類と公表結果での分類

付属資料「統計・データ」に引用された15表の出典のうち、国の調査・統計は12、残りの3は行政データであった。表4には、12調査・統計において、調査票と公表結果が「性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類」されているかを示した。

調査票に性・年齢・障害種別の設問があれば、これまでの調査結果では分類に使用されていないとしても、今後の調査結果で分類

することは技術的には容易である。例えば、障害者雇用実態調査では性別の設問があるため、調査の公表結果³³⁾には障害種別と性別のクロス表はなかったが、政府報告では4表が性で分類された。

一方、障害者雇用状況報告では、性で分類した結果を出す性別の設問を追加しなければならない。

1.4 令和4年生活のしづらさなどに関する調査での変更

第一回政府報告書の付属資料「統計・データ」に掲載された42図表のうち、生活のしづらさなどに関する調査からは最も多い17表が引用された。17表中12表は障害者数に関する内容であり、他は、①住まいの種別、②同居者の有無、③配偶者の有無、④日中の過ごし方、⑤相談相手であった。

生活のしづらさなどに関する調査には、性・年齢・障害種別の設問があるため、令和4年度調査結果からは性・年齢・障害種別で分類した結果が追加される見込みである。

(1) 性別

性の分類に関しては、男性、女性だけではなく、「その他」を追加することが、一般には、増えている。令和4年生活のしづらさなどに関する調査については、社会保障審議会障害者部会で委員から、「その他」を選択肢に追加することが提案された。すでに、プレ調査では、「その他」「答えたくない」を選択肢に追加し、回答者589名中1名が「その他」を、2名が「答えたくない」を選択し、9名は無回答であったことを確認した。

しかし、最終調査票では性の選択肢は男性と女性のみとした。その理由は2つあった。第一は、国の基幹統計等の他の調査との整合性を取るべきであるが、他の調査でも議論は尽くされておらず選択肢は「男・女」としていること。第二は、性別集計の場合に、「その他」は集計から除外されてしまう可能性があることであった。

ただし、社会保障審議会障害者部会の委員の提案を受けて、無理に出生時に認識された性を回答する必要がないことを示すために、「注：統計調査における性別欄のあり方については、政府内で議論が行われています。」と追加した。

(2) 障害種別

令和4年生活のしづらさなどに関する調査では、障害種別は、基本的に、すべての設問で「3障害、身体障害内の障害種別、自立更生医療使用者」の結果が示されることは、すでに提案されている²¹⁾。第一回政府報告で示した図表については、性・年齢・障害種別での分類を行うことは、改善の第一歩と考えられる。

(3) 障害種別の拡大

生活のしづらさなどに関する調査では、障害種別として、3障害、身体障害内の障害種別、精神障害の疾患名、発達障害、高次脳機能障害、難病、医療助成費受給が調査されている。障害認定基準における障害種（3障害、身体障害内の障害種別、精神障害の疾患名）と難病での分類は自己申告ではあるが、障害者手帳あるいは難病手帳に記載された根拠はある。

難病は難病法による難病と総合支援法のサービス対象である難病を指すが、想定される回答者が調査に応じるかに課題がある

ことから疾患名を調査票に列挙した。平成23年及び28年の生活のしづらさなどに関する調査では、難病者の回答率が低かったことから、分類した結果が難病者の実態を反映しているかは注意を要する。

一方、発達障害、高次脳機能障害、手帳のない身体あるいは知的障害は自己申告のみで根拠に欠けることに課題がある。他に、重複障害の集計方法も課題である。

JDFがパラレル・レポートで要望する「ろうと難聴の区別」は、JDF自身が「表現について検討中」としているように、分類方法から検討する必要がある。

聴覚障害に関しては「手帳取得に至らない程度の難聴者(加齢性難聴も含む)」への支援について国会で質問が出ており³⁴⁾、補聴器を必要とする障害者手帳非所持の難聴者の数を明らかにすることを目的として、令和4年生活のしづらさなどの関する調査では、聞こえづらさに関して独立の設問を追加した。この設問では、日本聴覚医学会難聴対策委員会による難聴の程度分類³⁵⁾の一部（補聴器使用の妥当性判断は削除）を採用したが、医学的検査ではなく主観的な申請であり、ワシントン・グループの指標(WG-ES)とも類似している。この結果から、難聴者の数の推計と共に、他の項目について手帳所持者との差異があるか否かが示されることが期待される。

(4) 年齢

年齢分類は平成28年調査での3段階（18歳未満、18～64歳、65歳以上）よりも細かくすべきかの検討が必要と考えられる。例えば、令和4年生活のしづらさなどに関する調査で追加されたワシントン・グループの短い質問セットに関する結果は、

ワシントン・グループ事務局から、米国の健康面接調査に倣って「18～24歳、25～84歳までは5歳間隔、85歳以上」で公表することが推奨されている。したがって、この結果に容易に変換できる年齢区分での公表が効率がよいと考えられる。

一方、18歳未満に関しては、短い質問セットの適用年齢が6歳以上であることを配慮して5歳以下群を設けるほか、5歳刻みにするのか、学校制度との対応がとれるようにするのかは協議の必要がある。

(4)年齢調整

国際比較の観点から、国連ワシントン・グループ事務局は、障害発生率の結果を年齢調整して提供することを、2020年の年次会合から推奨し始めた³⁶⁾。国内の実態を実数で示す必要はあり、数値の扱いに留意が必要となる。年齢の最高階層はワシントン・グループの年齢調整作業部会 interest group では、「90歳以上」とすることが提案されている。

(5)地域性

回答者が居住する市町村名は、データ収集時に情報としては入手されている。しかし、自治体により回収率および回収される障害種別にばらつきがあること²⁸⁾、自治体によりサービス種別が異なることから、地域間の比較を行うことが適切か、都道府県間の比較に意味があるかは検討の必要がある。

都市部、山間部などいくつかのモデル都市における悉皆調査により正確性と地域性を確保することも提案されており³⁷⁾、地理的比較は慎重な検討を要すると考えられる。

2 障害者と非障害者の比較

2.1 国民生活基礎調査での障害者と非障害者の比較

JDFによるパラレル・レポートでは、「(現状の基幹統計では)障害者と非障害者の生活の比較ができない」ことが指摘された。これについては、令和4年から「国民生活基礎調査(厚生労働省)」に国際連合のワシントン・グループによる国際障害者指標(短い質問群:WG-SS)が採用されることになり、教育・雇用分野での障害者と非障害者の状況の比較ができる見込みである(参考資料1)。性別及び5歳間隔の年齢階層での分類も行い、ワシントン・グループの標準様式に沿った結果報告が容易に行えることが期待される。

ただし、WG-SSは、知的障害と精神障害の捕捉が十分でないことは国内外で指摘されていることから^{36),37)}、国民生活基礎調査におけるWG-SSによる障害発生率の推計値には、国内のサービス体系でいう知的障害者と精神障害者は漏れる可能性が高いと推測される。

すなわち、WG-SSによる障害の有無による教育及び雇用の状況の比較は、身体障害に限定して理解する必要がある。国民生活基礎調査には、すでに、うつ病や不安障害などの精神疾患の可能性のある人を見つけるための調査手法であるK6(Kessler 6指標)が採用されていることから、精神障害の有無による教育及び雇用の状況は、K6の6項目の得点合計が9点以上か未満かで比較することも有意義と考える。

また、ワシントン・グループの指標は、面接調査で使用することを想定されているため、日本での利用が自記式の質問紙法に

よる調査であるために起こる誤記の可能性も検討する必要がある。

一方、高齢による心身の不調を介護保険サービスで補償する者は、WG-SS では障害と判定されることにも注意が必要である。例えば、余暇活動については高齢による機能低下がある者が「障害あり」群に多く含まれる可能性が高く³⁷⁾、年齢群で分割した上で、障害の有無を比較する必要がある。

2.2 令和3年社会生活基本調査(総務省)

令和3年社会生活基本調査(総務省)ではEurostatによる障害の指標MEHM(Minimum European Health Module)が採用され²²⁾、生活時間に関する障害者と非障害者の比較が一部できた(参考資料2)。「日常生活に支障あり群」は「支障なし群」に比べて睡眠時間は長く、仕事時間が短く、テレビなどの趣味・娯楽時間が長いことが示された³⁸⁾。他にも、生活時間の用途として文化活動・スポーツ活動が詳細に選択肢にあり、配偶者の有無、教育年数の設問もあることから、これらの項目に関する二次解析も期待される。

しかし、JDFが指摘するように、EUの指標では障害種による分類はできない。統計委員会人口・社会統計部会議事録によると³⁹⁾、社会生活基本調査でEUの指標が採用された理由は、①これまでの社会生活基本調査の中で既にある設問とマッチするのに対し、ワシントン・グループの方は若干そぐわないであろうこと、②欧州統計局で既に採用されている事例があること、③国際比較ができることが挙げられており、

障害種別による分類の意義には言及されていない。

したがって、ワシントン・グループの社会心理的モジュールが完成した段階で、指標を差し替えることも検討価値があると考ええる。

2.3 何を比較するか

権利委員会からの事前質問では、「持続可能な開発目標17.18を考慮にいたれたデータ」と記載された。これを受けて、統括所見へ向けての平行レポーターには、「持続可能な開発目標17.18」の例として、①文化・スポーツへの参加、②差別偏見、③選挙への参加が追加された。

最終的に、統括所見では、「経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development)開発援助委員会(DAC: Development Assistance Committee)の障害者の包容及び自律的な力の育成に関する政策指標⁴⁰⁾、⁴¹⁾を想起」することが勧告された。DACは、課題としては権利条約を踏襲している。

表5には、SDGsまたは権利条約に挙げられた項目を示した。具体的に、どのような設問を用いるか、どの統計により障害の有無による差異が示せるか、優先順位をどう考えるかは、今後の検討課題である。

ワシントン・グループ事務局が作成した標準様式案には、年齢階層別・性別・障害種別の障害発生率のほかに、教育年数・世帯収入・雇用率・ワクチン接種率(インフルエンザ、肺炎)についての障害者と非障害者の比較が掲載された。

令和4年国民生活基礎調査には、比較を予定している教育と雇用に関する設問のほか、睡眠、飲酒、喫煙、健康への配慮、健康診断受診、受診しない理由、がん検診受診についての設問が健康票にある（参考資料1）。また、同調査の世帯票には、家族構成、住居形態、家族の支出、配偶者、保険、年金、教育年数についての設問がある。他に、所得票、貯蓄票もあり、多様な項目の比較ができる。

2.4 どう比較するか

基幹統計に障害を判定する指標を追加することについて記載してきたが、障害者を対象とした調査（例えば、生活のしづらさなどに関する調査）に、他の基幹調査あるいは人口ベースの調査の設問と同じ設問を採用し、両者の結果を比較する方法もある。人口ベースの調査結果と比較することを意図して、令和4年生活のしづらさなどに関する調査で割愛あるいは追加された項目（設問）を下に示す。

(1)文化スポーツへの参加

生活のしづらさなどに関する調査に先行した全国身体障害児・者実態調査では、日中活動の延長として、活動内容とその活動を阻む理由に関する設問が形を変えて使われた。これに対し、令和4年生活のしづらさなどに関する調査では、外出に関しては頻度を聞く設問に限定した。また、余暇・スポーツ活動に関する設問の吟味については今後の課題とし、既存の調査結果をどのように活用するかについて十分に検討することが提言された³¹⁾。

その理由は、ほかの調査結果を活用できる可能性があるためであった。例えば、令

和3年社会生活基本調査には、生活時間の用途として文化活動、スポーツ活動が詳細に選択肢にあり、「日常生活に支障あり群」は「支障なし群」に比べて睡眠時間は長く、仕事時間が短く、テレビなどの趣味・娯楽時間が長いことが示された³⁸⁾。

令和2年に長野県飯山市で行った生活のしづらさなどに関する調査のプレ調査では、余暇・スポーツ活動に関する設問を人口ベースの調査（「余暇時間の活用と旅行に関する世論調査（内閣府，1999）」、「スポーツの実施状況等に関する世論調査（スポーツ庁，2019）」と比較し、障害者手帳所持者では、屋外で行う余暇活動、運動・スポーツ活動の実施に制約が大きいことを示した³⁰⁾。「スポーツの実施状況等に関する世論調査」は毎年、「障害者を対象としたスポーツの参加促進のための施策策定と連動した調査（スポーツ庁）」も定期的に行われている。

しかし、外出あるいは余暇活動を充実させるために有効な方法を検証する設問を、令和4年生活のしづらさなどに関する調査に対して考案できなかったため、設問の吟味を提言した。

(2) 家族支援

上記の「文化スポーツへの参加」は、従来は「外出」の内容として扱われており、「外出時の介助者」「外出時に困ること」「外出先でトラブルが起きた場所」も併せて調査されていた。

社会保障審議会障害者部会では、「外出時の介助者」の設問がなくなったために、外出時に家族支援が果たす比重を示すことができなくなったことが指摘された¹⁶⁾。

これを補う項目としては、「問 28 特に必要と感じる支援」の選択肢に、「外出・移動の支援」「スポーツ、レクリエーション、文化活動に対する援助」のほかに「障害をもつ人の家族に対する支援事業」「家族への支援（支援指導、相談など）」を明記した。さらなる改善は今後の課題である。

(3)差別体験

JDF のパラレル・レポートでは「差別」に関する統計が要望された。「差別体験の有無」「差別体験を受けた時・場所」はプレ調査では設問に採用した^{17),18)}。しかし、設問数が多いことから実施案では割愛し、「必要な支援」の選択肢として「権利・人権」を代用することとした^{20),21)}。設問を追加する場合には格差を示すだけでなく、格差を解消するための施策の検証と連動させることを意識したが、適切な施策が見いだせなかったためである。

(4)災害準備

平成 23 年と 28 年の生活のしづらさなどに関する調査の自由記述に「災害時の不安」が記載されたことから、令和 4 年生活のしづらさなどに関する調査の調査票には災害準備に関する設問を追加した。障害者団体からの要望にはなかったが、「権利条約第 11 条危険な状況及び人道上の緊急事態」の状況を示す設問でもある。

また、令和 3 年に発行された新しい要配慮者に関する施策の実現状況を当事者側から示すことも設問追加の目的と考えた³¹⁾。令和 3 年には災害対策基本法改正により、優先度が高い避難行動要支援者について個別避難計画を作成することは自治体の努力義務になり、福祉避難所開設マニュアルの

改正により要配慮者との事前マッチングも推奨されたからである。

令和 2 年に行った生活のしづらさなどに関する調査のプレ調査では、災害準備に関する設問は「自治体の障害福祉計画に関する PDCA 調査案（厚労省）（以下、PDCA 調査案）」⁴²⁾を基としたが、本調査では、JDF による調査票⁴³⁾も参考にして再構成した。

(5)新型コロナウイルス感染症による影響

令和 4 年生活のしづらさなどに関する調査では、令和 2 年 1 月以降の新型コロナウイルスの流行への影響が、障害の有無により異なるかを知ることが目的として、「新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスに関する調査（厚労省障害保健福祉部精神・障害保健課）」⁴⁴⁾を参考にした設問を追加した。基幹統計では、一過性の設問を採用するのは難しいのに対して、世論調査であるために時機に応じた設問を追加できた。

ワシントン・グループ事務局による標準様式案¹⁹⁾では、2023 年には、ワクチン接種率（インフルエンザ、肺炎）を障害者と非障害者と比較した。令和 4 年生活のしづらさなどに関する調査における COVID-19 に関する設問は、長期的には、インフルエンザ等の接種率、健康診断の受診率等に置き換えることは検討価値があると考えられる。すでに、海外では、乳がん発生率には障害の有無による差はないが、知的障害女性では、健康診断の受診率が低く乳がん発生率が高いことが指摘されている⁴⁵⁾。

(5)目標や施策の実現に対応する項目

令和 2 年に行った生活のしづらさなどに関する調査のプレ調査は、障害福祉計画の

PDCA 調査案⁴²⁾をひな形にしたため SDGs の目標及び権利条約の条項は設問の候補にならなかった。例外は、災害に関する設問であった。

生活のしづらさなどに関する調査に先行した全国在宅身体障害児・者実態調査の実施は身体障害者福祉法に定められており、①身体障害者数の推計と②身体障害者の実態を明らかにすることを目的とした。第二の目的に関しては、制度創設当時は、障害者基本計画はなく、先進諸国の制度に倣って、国が率先して制度の整備に努めた。その方向性を探り、根拠を得るために調査項目を設定していたと推測される。一方、地域で障害者計画や障害福祉計画が策定されるようになると、その根拠や成果を示すための調査が自治体ごとに行われるようになった。

また、制度がある程度、整備された昭和40年代には、障害者の権利意識が高まり、訪問調査などの調査方法への拒否感も強くなったことから、調査目的を再考する機は熟していると考えられる。すなわち、障害者基本計画、権利条約、SDGsなどの目標達成のための監視装置として障害者統計を位置付けることも検討の価値があると考えられる。

D. その他の課題

1. 行政データの活用

行政データの活用に関しては、表2に示したように複数の試みが厚生労働省主導で進められている。国際障害統計のワシントン・グループでも、2014年から行政データに関するワーキング・グループがあるが、どの国も、行政データの活用

には制限があり、大きな進展はみられていない。

2. アクセシブルな調査及び調査結果の公表

視覚障害、読字障害、聴覚障害、上肢障害、知的障害、精神障害等のように、印刷物の調査票を読み、回答することが困難な対象者への補償方法の開発及び調整も課題である⁴⁶⁾。

また、権利条約が示す「利用しやすい accessible」統計とは、公開された情報がアクセシブルであることを指すと考える。例えば、①調査票を知的障害者が回答しやすいように「やさしい日本語」で表現すること、②調査結果を視覚障害には音声読み上げに対応するようにエクセルデータで、知的障害者にはやさしい日本語で提供することが期待される。

3. 居住型施設及び精神科病院の障害者を対象とした調査

現在のわが国の統計では、居住型施設及び精神科病院の障害者については、施設（職員）が調査対象である。総括所見が勧告する利用者及び入院患者を対象とした調査方法については、すでに、厚生労働省の研究班が調査方法について開発を始めており³²⁾、実用化に向けた進展が期待される。

E. 結論

1. 詳細統計

障害の有無による比較と性・年齢・障害種による分類を目的とした二次解析に期待が持たれる事項を下に挙げる。第一回政府報告の図表について、性・年齢・障害種で分類することは、改善の第一歩と考えられる。

ただし、18歳未満に関しては、短い質問セットの適用年齢が6歳以上であること

を配慮して5歳以下群を設けるほか、5歳刻みにするのか、学校制度との対応がとれるようにするのかは協議の必要がある。また、最高齢の年齢階層を「90歳以上」とすることも推奨されている。

障害者統計に関して、どの統計により障害の有無による差異を示すか、検討を進める優先順位をどう考えるかは、今後の検討課題である。

【令和3年社会生活基本調査】

家族構成、教育年数、雇用関連事項、生活時間関連事項について障害の有無（EUの指標）による比較。さらに、性別・年齢階層別・居住地別でも比較。

【令和4年国民生活基礎調査】

家族構成、教育年数、雇用関連事項、睡眠、飲酒、喫煙、健康への配慮、健康診断受診、受診しない理由、がん検診受診、住居種別、家族の支出、保険、年金、所得、貯蓄について、障害の有無（WG-SS及びK6他の指標）による比較。さらに、性別・年齢階層別でも比較。

【令和4年生活のしづらさなどに関する調査】

- ・障害者手帳制度の種別・等級及びADLとWG-SS Enhanced)との対応関係。
- ・障害者手帳制度の種別・等級及びWG-SS Enhancedと修正・追加項目との関係の集計：災害、新型コロナウイルス感染症に関する心理的影響、必要とする支援、調査方法に関する自由記述、自由記述の比較。
- ・障害者手帳非所持の難聴者の数の推計
- ・障害者手帳非所持の難聴者と手帳所持の難聴者のWG-SS Enhanced、災害、新型コ

ロナウイルス感染症に関する心理的影響、ADL、雇用、収入、調査方法に関する自由記述、自由記述の比較。

- ・性差がある設問の検出。

生活のしづらさなどに関する調査については、令和4年の調査結果を踏まえて、次期調査における調査票の設計を行う必要がある。

2. 方法論の確立から取り組むこと

- ・アクセシブルな調査方法、結果公表方法の検討。
- ・入所・精神病院への入院者に対する調査方法の検討を進めること。
- ・行政データの収集・共有システムを検討し、データ活用の有用性を示すこと。
- ・計画段階からの障害者の参加を可能にするために、統計について知識と技術を有する障害者の育成も必要と考える。

引用文献

- 1) 外務省. 第一回政府報告. 2016.
- 2) JDF. パラレル・レポート. 2019.
- 3) 国連障害者権利条約委員会. 事前質問. 2019.
- 4) 外務省. 事前質問への回答. 2022.
- 5) JDF. パラレル・レポート. 2022.
- 6) 国連障害者権利条約 第27セッション、第594回会議. 日本審査. 建設的対話 8/22 日本時間 22-25時
<https://teamup.com/event/show/id/JtUUmo4ZQdzshaY44snT9ZYY2GhD9p>
- 7) 国連障害者権利条約 第27セッション、第595回会議. 日本審査. 建設的対話 8/23 日本時間 17-20時

- <https://teamup.com/event/show/id/rwJsyrJrQHmWfTkQYLLp9jcB3ujAfM>
- 8) 国連障害者権利条約委員会. 総括所見. 2022.
 - 9) 日弁連. 障害者の権利に関する条約に基づく日本政府が提出した第1回締約国報告に対する日弁連報告書. 2019.
 - 10) 日弁連. 障害者の権利に関する条約に基づく日弁連報告書 (その2). 2020.
 - 11) 佐藤聡. JDF 総括所見用パラレル・レポートについて.新ノーマライゼーション」2021年6月号.
 - 12) 平野方紹. 障害者の生活実態及びニーズ等を把握するための調査手法の開発に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 障害者対策総合研究 総括報告書. 2011.
 - 13) WAM NET. 障害福祉サービス等情報公表システムオープンデータ.
www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/sfkopendata/
 - 14) みずほ情報総研株式会社. 厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業 障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究 報告書, 令和2年3月.
https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/r01shogai2019_01.pdf
 - 15) 読売新聞オンライン. 障害者の福祉サービス利用情報を集積、厚労省が23年度にもDB…自治体にデータ提供義務づけ. 2022.1.11.
 - 16) 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部. 2022年5月27日 社会保障審議会障害者部会(第130回)議事録. 2022.
 - 17) 岩谷力ら. 次期全国在宅障害児・者等実態調査の検討のためのプレ調査. 令和2年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書 16-34, 2021.
 - 18) 北村 弥生, 岩谷力, 今橋久美子, 飛松好子, 外里富佐江, 北澤一樹 飯山市における障害者手帳所持児者の生活活動と福祉サービス利用の実態. 長野保健医療大学紀要,7,87-136, 2022.
 - 19) 岩谷力, 今橋久美子, 北村弥生. 国連国際障害統計に関するワシントン・グループ第21回及び第22回会合の概要. 令和4年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書 2023.
 - 20) 岩谷力ら. 「平成23年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査)」の自由記述に関する研究.令和3年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書:66-78, 2022.
 - 21) 北村弥生ら. 障害者のニーズ把握のための設問形式の検討から. 令和2年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書 :92-113, 2021.
 - 22) 北村弥生ら. 「生活のしづらさなどに関する調査」の調査項目の変化. 令和2年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書: 52-62, 2021.
 - 23) 総務省. 統計委員会 第123回人口・社会統計部会 議事概要. 2021.6.24.
 - 24) 総務省. 令和3年 社会生活基本調査調査票. 2021.

- 25) 厚生労働省. 令和4年 国民生活基礎調査 調査票. 2022.
- 26) 厚生労働省. 令和4年 生活のしづらさなどに関する調査 調査票. 2022.
- 27) 林玲子. 内閣府障害統計データと社会生活基本 調査の比較. 国立社会保障・人口問題研究所 一般会計プロジェクト『超長寿社会における人口・経済・社会のモデリングと総合分析』 障害統計に関する研究会. 2023年1月20日.
- 28) 北村弥生ら. 平成23年および平成28年「生活のしづらさなどに関する調査(厚生労働省)」における調査票の配布・回収状況の比較. 令和元年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書:67-74, 2020.
- 29) 北村弥生. 国連国際障害統計に関するワシントン・グループ 第17回から第20回年次会合までの成果を中心に. 令和2年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書:79-91, 2021.
- 30) 飛松好子ら. 余暇・スポーツ活動についての障害者手帳所持者の特徴 次期「生活のしづらさなどに関する調査(厚生労働省)」のプレ調査の結果から. 令和3年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書:79-88, 2022.
- 31) 北村弥生ら. 次期「生活のしづらさなどに関する調査(厚生労働省)」における 災害に関する設問の有用性と課題. 令和2年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書:63-78, 2021.
- 32) 佐藤久夫ら. 平成23年度厚労科学研究費障害者入所施設および精神科病院の入所者・入院者に対する全国実態調査に向けたパイロット研究 報告書. 2012.
- 33) 厚労省. 障害者雇用実態調査 統計表一覧 平成30年度
https://www.e-tat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450261&result_page=1
- 34) 国会会議録検索システム. 第196回国会 衆議院 予算委員会 第8号 平成30年2月8日
- 35) 日本聴覚医学会難聴対策委員会. 難聴の程度分類. 2014.
- 36) Washington Group on Disability Statistics. The Data Collection Tools Developed by the Washington Group on Disability Statistics and their Recommended Use. 2020.
- 37) 岩谷力, 北村弥生ら. 障害者手帳所持者における 国連国際障害統計ワシントン・グループの指標の選択状況. 令和3年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業 分担研究報告書:63-78, 2022.
- 38) 令和3年社会生活基本調査 生活時間及び生活行動に関する結果 結果の概要: 11, 2022.
<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/pdf/gaiyoua.pdf>
- 39) 統計委員会 第116回人口・社会統計部会 議事録 令和2年11月11日.
- 40) DAC Working Party on Development Finance Statistics. Proporsal to introduce a policy maker in the CRS to

- tarack development finance that promotes the inclusion and employment of persons with disabilities. 2018.
- 41) European Disability Forum. Information on the DAC Policy Maker on Disability. 2020.
- 42) 厚生労働省. 障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアル. 2021.
- 43) JDF. 「障害者と防災」に関する当事者アンケート 報告. 2016.
https://www.normanet.ne.jp/~jdf_hq/demand/20160524_questionnaire.htm
- 44) 厚労省障害保健福祉部精神・障害保健課. 新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスに関する調査の結果概要. 2022.
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15766.html
- 45) Horsbol, T. A., S. I. Michelsen, T. H. Lassen, K. Juel, J. Bigaard, C. E. Hoei-Hansen, I. Vejborg, and L. C. Thuhesen. Breast Cancer Screening Among Women with Intellectual Disability in Denmark. *JAMA Network Open*. 6(1):1-12, 2023.
- 46) CBM Global's Inclusion Advisory Group. Guidance for Host Organisations. Disability Data Advocacy Workshop for Organisations of Persons with Disabilities. UNFPA Asia and the Pacific Regional Office, 2022.

表3

番号	表題	出典	性	年齢階層	種別
1	障害者数	・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省） ・社会福祉施設等調査（厚生労働省） ・患者調査（厚生労働省）	あり	18歳未満・以上	3障害
2	年齢階層別障害者数の推移（身体障害、在宅）	・身体障害児者実態調査（厚生労働省） ・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	～17歳 18～64歳 65歳以上	身体
3	年齢階層別にみた身体障害児・者数（在宅）の人口比	・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	0～9歳、10～19歳・・・ 70歳～	身体
4	年齢階層別障害者数の推移（知的障害、在宅）	・知的障害児（者）基礎調査 ・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	～17歳 18～64歳 65歳以上	知的
5	年齢階層別障害者数の推移（精神障害者・外来）	・患者調査（厚生労働省）	なし	～19歳 20～64歳 65歳以上	精神
6	種類別障害者数の推移（身体：在宅）	・身体障害児者実態調査（厚生労働省） ・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	なし	視、聴、肢、内
7	種類別障害者数の推移（精神：外来）	・患者調査（厚生労働省）	なし	なし	疾患群
8	身体障害者手帳所持者数、種類・等級（在宅）	・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	65歳未満、 65歳以上	手帳種別
9	障害の疾患別に見た身体障害児・者数*	・身体障害児者実態調査（厚生労働省）	なし	18歳未満、 18歳以上	疾患群

10	程度別障害者数の推移（身体、在宅）	・身体障害児者実態調査（厚生労働省） ・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	なし	等級
11	障害の程度別に見た知的障害児・者数【在宅】	・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	18歳未満、18歳以上	重度、その他
12	精神障害者保健福祉手帳の交付者数	衛生行政報告例（厚生労働省）	なし	なし	等級
13	住まいの状況*	・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	なし	3障害
14	身体障害児者、知的障害児者に係る主な施設入所状況*	社会福祉施設等調査	なし	18歳未満、18歳以上	施設種別
15	同居者の有無	・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	65歳未満、65歳以上	3障害
16	配偶者の有無	・生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	65歳未満、65歳以上	3障害
17	障害者総合支援法の給付・事業	ポンチ絵	—	—	—
18	サービス利用者の将来見通しなど	都道府県の設定値	—	—	—
19	年金、手当及び給付金の額の推移	行政データ	なし	なし	なし
20	日中の過ごし方（身体、知的）*	生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	なし	身体、知的
21	困った時の相談相手	生活のしづらさなどに関する調査（厚生労働省）	なし	なし	身体、知的

22	学校数、在学者数、教職員数*	学校基本調査（文部科学省）	なし	幼稚部、小学部、中学部、高等部	視、聴、肢、病弱
23	特別支援学級数、在籍児童生徒及び担当教員数*	学校基本調査（文部科学省）	なし	小学部、中学部	知的、肢体、病弱、難聴、言語、自閉・情緒
24	特別支援学校重複障害学級設置率	文部科学省	—	小中部、高等部	なし
25	通級指導を受けている児童生徒数*	通級による指導実施状況調査	なし	小学校、中学校	9種別
26	特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級卒業後の状況	文部科学省	なし	—	視、聴、肢、病弱
27	高等学校、特別支援学校高等部卒業後の進路	文部科学省	なし	—	なし
28	入学試験における配慮状況*	大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査（（独）日本学生支援機構）	なし	—	視、聴、肢、病弱、発達
29	雇用障害者数（性別雇用者数割合）*	障害者雇用実態調査（厚生労働省）	あり	あり	3障害＋視、聴、肢、内部、重複

30	性別、産業別雇用者数の割合*	障害者雇用実態調査（厚生労働省）	あり	なし	なし
31	性別、雇用形態別雇用者数の割合*	障害者雇用実態調査（厚生労働省）	あり	なし	なし
32	性別、週所定労働時間別雇用者数の割合*	障害者雇用実態調査（厚生労働省）	あり	なし	なし
33	性別、職業別雇用者数の割合*	障害者雇用実態調査（厚生労働省）	あり	なし	なし
34	民間企業における実雇用率と雇用労働者数の推移	障害者雇用状況報告（厚生労働省）	なし	なし	なし
35	国・地方公共団体等における障害者の在職状況*	出典記載なし	なし	なし	3障害、身体と知的は（重度とそれ以外）
36	賃金・工賃の平均月額*	・毎月勤労統計調査（厚生労働省） ・障害者雇用実態調査（厚生労働省） ・工賃（賃金）月額実績報告（厚生労働省）	なし	なし	3障害
37	ハローワークにおける障害者の職業紹介状況*	出典記載なし	なし	なし	3障害 +視、聴、肢、内部
38	バリアフリー化整備目標	交通施策基本計画	—	—	—
39	旅客施設におけるバリアフリー化の推進	公共交通移動等円滑化実績など報告	—	—	—

40	車両等のバリアフリー化の推進	出典明記なし	—	—	—
41	バリアフリー教室の参加人数の推移	国土交通省調査	なし	なし	なし
42	字幕放送等の実績	字幕放送等の実績の調査結果（総務省）	—	—	—

*は障害種別による分類がされていることを示す。

表4

		調査票項目			公表結果		
		性別	年齢	種別	性別	年齢	種別
1	生活のしづらさなどに関する調査	1	1	1	一部	～17歳 18～64歳 65歳以上	身体、知的、精神、自立支援医療
2	身体障害児者実態調査	1	1	1			
3	知的障害児者基礎調査	1	1	1			
4	社会福祉施設等調査	0	0（手帳所持者に関わらない全数は5歳階層）	0（身体障害、知的障害手帳所持者数）	0	0	0
5	患者調査HPにある平成8年以降	1	1	1	1	5歳間隔	疾患名
6	衛生行政報告例	0	0	0	0	0	0
7	サービス利用状況						

8	年金、手当及び給付金の額						
9	学校基本調査	0	学年	1	0	学年	1
10	通級による指導実施状況調査	0	小学校、中学校	1	0	1	1
11	障害者雇用実態調査	1	1	1	図表でなく文中に追加	全体の年齢構成	1
12	障害者雇用状況報告	0	0	1	0	0	1
13	毎月勤労統計調査				0	0	0
14	工賃（賃金）月額実績報告	0	0	0	0	0	0
15	バリアフリー教室の参加人数の推移				0	小学校数	事例として

―は非該当の項目を示す。

表5 障害の有無による差を比較する候補課題

	SDGs	CRPD
		8. 意識の向上
		9. 施設及びサービスなどのアクセシビリティ
		10. 生命に関する権利
		11. 危険な状況及び人道上の緊急事態
		12. 法律の前に等しく認められる権利
		13. 司法手続きの利用機会

		14. 身体的自由及び安全
		15. 拷問・からの自由
		16. 搾取、暴力、および虐待からの自由
		17. 個人をそのままの状態に保護すること
		18. 移動の自由及び国籍についての権利
		19. 自立した生活および地域社会への包容
	公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合	20. 個人の移動
		21. 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会
		22. プライバシーの尊重
		23. 家庭及び家族の尊重
	教育環境の整備	24. 教育
		25. 健康
		26. ハビリテーション及びリハビリテーション
	平均時給	27. 労働及び雇用
	失業率	
	注意所得の半分未満で生活する人口の割合	
		28. 相当な生活水準及び社会的な補償
		29. 政治的及び公的活動への参加
		30. 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加
		32. 国際協力
	各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均	
	過去 12 か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合、	
	国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関 ((a) 議会、(b) 公共サービス及び(c) 司法を含む。) における割合	
	人口グループ別の役職の割合	
	国の政策決定過程が包摂的であり、かつ応答性を持つと考える人の割合*)	

外務省. SDG グローバル指標 (SDG Indicators)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal1.html>

(参考資料1) 国民生活基礎調査調査票から関連部分 ワシントン・グループの指標

質問8 次の(ア)から(カ)の質問について、**日常生活で苦勞していることについて**、6つの項目それぞれの**あてはまる番号1つ**に○をつけてください。

	苦勞はあ りません	多少苦勞 します	とても苦 勞します	全く出来 ません
(ア) 眼鏡を使用しても、見えにくいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4
(イ) 補聴器を使用しても、聞き取りにくいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4
(ウ) 歩いたり階段を上るのが難しいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4
(エ) 思い出したり集中したりするのが難しいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4
(オ) 身体を洗ったり衣服を着るような身の回りのことをするのが難しいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4
(カ) 通常の言語をつかっただのコミュニケーション(たとえば、人の話を理解したり、人に話を理解させることなど)が難しいといった苦勞はありますか。	1	2	3	4

質問9 あなたは**現在**、日常生活で悩みやストレスがありますか。

1 ある 2 ない → **質問10へ**

補問9-1 それは、どのような原因ですか。**あてはまるすべての原因の番号**に○をつけてください。その中で最も気になる原因の番号を番号記入欄に記入してください。

01 家族との人間関係	12 妊娠・出産
02 家族以外との人間関係	13 育児
03 恋愛・性に関すること	14 家事
04 結婚	15 自分の学業・受験・進学
05 離婚	16 子どもの教育
06 いじめ、セクシュアル・ハラスメント	17 自分の仕事
07 生きがいに関すること	18 家族の仕事
08 自由にできる時間がないこと	19 住まいや生活環境 (公害、安全及び交通事情を含む)
09 収入・家計・借金等	20 その他
10 自分の病気や介護	21 わからない
11 家族の病気や介護	

最も気になる悩みやストレスの番号記入欄 → 番

K6 健康に関する項目

6歳未満の方は質問終了です。6歳以上の方は続けてお答えください。

質問5 あなたは**現在**、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。

1 ある 2 ない → **質問6へ**

補問5-1 それはどのようなことに影響がありますか。あてはまるすべての番号に○をつけてください。

1 日常生活動作（起床、衣服着脱、食事、入浴など）	4 運動（スポーツを含む）
2 外出（時間や作業量などが制限される）	5 その他
3 仕事、家事、学業（時間や作業量などが制限される）	

質問6 過去**1か月**の間に、健康上の問題で床についたり、普段の活動ができなかった（仕事・学校を休んだ、家事ができなかった等）日数はどれくらいありましたか。日数を**右づめ**で記入してください。

1 ない 2 ある → 合計 日

質問7 あなたの現在の健康状態はいかがですか。あてはまる番号**1つ**に○をつけてください。

1 よい 2 まあよい 3 ふつう 4 あまりよくない 5 よくない

世帯票

表面の世帯員番号と同じ列に記入してください。

(世帯員番号)	01	02	03
15歳以上の方についてお答えください。			
質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。 「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校（中途退学をした方はその前の学校）についてお答えください。 ・字庫などではないような学校には含めません。 ・「1 小学・中学」又は「2 高校・旧制中」に○をつけた方で、「1 特別支援学校・特別支援学級」に在学中又は卒業した方はこちらにも○をつけてください。	1 在学中 } 1 小学・中学 } 1 特別支援学校・特別支援学級 2 卒業 } 2 高校・旧制中 } 3 専門学校 } 4 短大・高专 } 5 大学 } 6 大学院 }	1 在学中 } 1 小学・中学 } 1 特別支援学校・特別支援学級 2 卒業 } 2 高校・旧制中 } 3 専門学校 } 4 短大・高专 } 5 大学 } 6 大学院 }	1 在学中 } 1 小学・中学 } 1 特別支援学校・特別支援学級 2 卒業 } 2 高校・旧制中 } 3 専門学校 } 4 短大・高专 } 5 大学 } 6 大学院 }

質問13で「1」～「4」（仕事あり）と回答した方についてお答えください。

質問14 1週間の就業日数等 5月16日(月)～22日(日)の1週間に実際に仕事を した日数と時間をお答えください。 なお、複数の仕事をした場合、すべての合計を お答えください。	【就業日数】 1週間の仕事をした日数 <input type="text"/> 日 【就業時間】 1週間の就業も含めた 総時間 <input type="text"/> 時間	【就業日数】 1週間の仕事をした日数 <input type="text"/> 日 【就業時間】 1週間の就業も含めた 総時間 <input type="text"/> 時間	【就業日数】 1週間の仕事をした日数 <input type="text"/> 日 【就業時間】 1週間の就業も含めた 総時間 <input type="text"/> 時間
現在の主な仕事についてお答えください。			
質問15 就業開始時期 主な仕事について、その仕事について時期をお答え ください。	1 大正 3 平成 2 昭和 4 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	1 大正 3 平成 2 昭和 4 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	1 大正 3 平成 2 昭和 4 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月
質問16 仕事の内容(職業分類) 主な仕事について、お答えください。	01 管理的職業従事者 07 農林漁業従事者 02 専門的・技術的 08 生産工程従事者 職業従事者 09 輸送・機械運転従事者 03 事務従事者 10 建設・探掘従事者 04 販売従事者 11 運搬・清掃・包装等 従事者 05 サービス職業従事者 12 分類不能の職業 06 保安職業従事者	01 管理的職業従事者 07 農林漁業従事者 02 専門的・技術的 08 生産工程従事者 職業従事者 09 輸送・機械運転従事者 03 事務従事者 10 建設・探掘従事者 04 販売従事者 11 運搬・清掃・包装等 従事者 05 サービス職業従事者 12 分類不能の職業 06 保安職業従事者	01 管理的職業従事者 07 農林漁業従事者 02 専門的・技術的 08 生産工程従事者 職業従事者 09 輸送・機械運転従事者 03 事務従事者 10 建設・探掘従事者 04 販売従事者 11 運搬・清掃・包装等 従事者 05 サービス職業従事者 12 分類不能の職業 06 保安職業従事者
質問17 勤めか自営かの別 主な仕事について、お答えください。 01、02、03、04と答えた方は、 補問17-1、17-2 を お答えください。	01 一般雇員(契約期間の定めのない雇員) 02 一般雇員(契約期間が1年以上の雇員) 03 1月以上1年未満の契約の雇員 04 日々又は1月未満の契約の雇員 05 会社・団体等の役員 06 自営業主(雇人あり) 07 自営業主(雇人なし) 08 家族従業者 (自家営業の手伝い) 09 内職 10 その他 (質問終了です。)	01 一般雇員(契約期間の定めのない雇員) 02 一般雇員(契約期間が1年以上の雇員) 03 1月以上1年未満の契約の雇員 04 日々又は1月未満の契約の雇員 05 会社・団体等の役員 06 自営業主(雇人あり) 07 自営業主(雇人なし) 08 家族従業者 (自家営業の手伝い) 09 内職 10 その他 (質問終了です。)	01 一般雇員(契約期間の定めのない雇員) 02 一般雇員(契約期間が1年以上の雇員) 03 1月以上1年未満の契約の雇員 04 日々又は1月未満の契約の雇員 05 会社・団体等の役員 06 自営業主(雇人あり) 07 自営業主(雇人なし) 08 家族従業者 (自家営業の手伝い) 09 内職 10 その他 (質問終了です。)
補問17-1 勤め先での呼称 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に 基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている 人をいいます。	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 嘱託 7 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 嘱託 7 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員 6 嘱託 7 その他
補問17-2 企業規模・官公庁の別 本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業員 数をお答えください。 「官公庁」とは、国の機関や地方自治体をいいます。	1 1～4人 6 500～999人 2 5～29人 7 1000～4999人 3 30～99人 8 5000人以上 4 100～299人 9 官公庁 5 300～499人	1 1～4人 6 500～999人 2 5～29人 7 1000～4999人 3 30～99人 8 5000人以上 4 100～299人 9 官公庁 5 300～499人	1 1～4人 6 500～999人 2 5～29人 7 1000～4999人 3 30～99人 8 5000人以上 4 100～299人 9 官公庁 5 300～499人

質問13で「5」～「7」（仕事なし）と回答した方についてお答えください。

質問18 就業希望の有無 就業希望の有無について、お答えください。	収入を伴う仕事を 1 したいと思っている 2 したいと思っていない (質問終了です。)	収入を伴う仕事を 1 したいと思っている 2 したいと思っていない (質問終了です。)	収入を伴う仕事を 1 したいと思っている 2 したいと思っていない (質問終了です。)
補問18-1 どのような形で仕事をしたいと思いますか 最もしたいと思う仕事の形の番号1つに○を つけてください。 現在仕事を探していない方でも、仕事についたら どのような形で仕事をしたいかをお答えください。	1 正規の職員・従業員 2 パート・アルバイト 3 労働者派遣事業所の派遣社員 4 契約社員・嘱託 5 自営 6 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート・アルバイト 3 労働者派遣事業所の派遣社員 4 契約社員・嘱託 5 自営 6 その他	1 正規の職員・従業員 2 パート・アルバイト 3 労働者派遣事業所の派遣社員 4 契約社員・嘱託 5 自営 6 その他
補問18-2 すぐに仕事に 1 つける 2 つかない	すぐに仕事に 1 つける 2 つかない	すぐに仕事に 1 つける 2 つかない	すぐに仕事に 1 つける 2 つかない
補問18-3 仕事を 探していますか 現在採用結果を待っ ている方も「探している」に ○をつけてください。	補問18-4 仕事に つかない理由 1 探している 2 探していない	仕事を 探しています 1 探している 2 探していない	【仕事につけない理由】 1 出産・育児のため 2 介護・看護のため 3 健康に自信がない 4 その他

(参考資料 2) 社会生活基本調査調査票より関係部分

<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/gaiyou.html>

7 慢性的な病気や長期的な健康問題

・慢性的・長期的とは 6か月以上続いているまたは続くと予想されることをいいます

慢性的な病気や長期的な健康問題
あ る な い

(「ある」「ない」にかかわらず 8欄に記入してください)

8 日常生活への支障の程度

・心身の状態を原因とする支障に限定して記入してください
・もっとも当てはまるものを記入してください

日常生活に 非常に支障がある		日常生活に ある程度支障がある		日常生活に 支障はない
支障は 6か月以上 継続している	支障は 6か月以上 継続していない	支障は 6か月以上 継続している	支障は 6か月以上 継続していない	

<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/pdf/qub.pdf>

5 教育

・「在学中」の人はその学校「卒業」の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の学校)について記入してください
・学校の区分については「調査票の記入のしかた」をごらんください

在学中		卒業		在学した ことがない
小 学	中 学	高 校・ 旧制 中 学	専 門 学 校 (修 業 年 限) 1 年 以 上 未 満	2 年 以 上 未 満
			4 年 以 上	短 大 ・ 高 専
				大 学
				大 学 院

10 ふだん家族の介護をしていますか

・介護している家族が自宅外にいる場合は 介護している家族が住んでいる場所について記入してください
(当てはまるものすべてに記入してください)

65歳以上の家族を介護		その他の家族を介護		介護を して いない
自宅内	自宅外	自宅内	自宅外	
同じ敷地内 または 近くに 住んでいる (徒歩で5分程度)	その他	同じ敷地内 または 近くに 住んでいる (徒歩で5分程度)	その他	

6 ぶだんの健康状態

・ぶだんの生活への影響の有無などにより もっとも当てはまるものを記入してください

良 い	ま あ 良 い	ふ っ う	あ ま り 良 く な い	良 く な い
--------	------------------	-------------	---------------------------------	------------------

11 ぶだん仕事をしていますか

・仕事とは 収入を伴う仕事をいい 自家営業(農業や店の仕事など)の手伝いや内職・アルバイトなども含めます
・通学には 予備校・専修学校・各種学校などに通っている場合も含めます
・育児休業や介護休業などのため仕事を一時的に休んでいる場合は「仕事を
している」とします

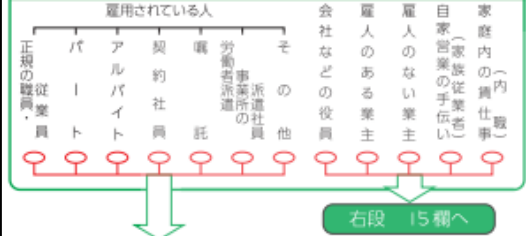
仕事をしている人			仕事をしていない人		
お も に 仕 事	家 事 か た わ ら に 仕 事	通 学 か た わ ら に 仕 事	家 事	通 学	そ の 他

10~14歳の人	15歳以上の人
3ページ 19欄へ	右段 7欄へ

3ページ 12欄へ	3ページ 19欄へ
-----------	-----------

12 勤めか自営かの別

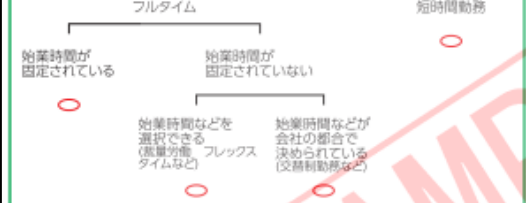
- ・業主とは 個人で事業を経営している人(農業者を含む)や自由業の人をいいます
- ・雇用されている人は 勤め先における呼称について記入してください
- ・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて働いている人をいいます



右段 15欄へ

13 勤務形態

- ・ふだんの勤務形態について記入してください
- ・フルタイムとは 1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の勤務(1日8時間で週5日など)をいいます
- ・短時間勤務とは フルタイムの人に比べ 1週間のあらかじめ決められた労働時間が短い勤務(1日6時間 1日8時間で週3日など)をいいます



14 年次有給休暇の取得日数

- ・年次有給休暇がある場合は そのうちこの1年間に取得した年次有給休暇の日数を記入してください
- ・病気休暇・忌引きなどは除きます
- ・年次有給休暇がない場合は 年次有給休暇がないに記入してください



右段 15欄へ

15 本人の仕事の内容

- ・実際にしているおもな仕事の内容を詳しく記入してください
- ・記入に当たっては **【調査票の記入のしかた】**をごらんください

16 仕事からの1年間の収入または収益(税込み)

- ・仕事からのこの1年間の収入について記入してください
- ・自家営業の場合は 売上高から必要経費を差し引いた営業利益について記入してください
- ・ふだん副業をしている場合は それも含めた1年間の合計について記入してください
- ・仕事について1年未満の人は 1年間の見積額について記入してください

収入なし	50万円未満	50万円～99万円	100万円～149万円	150万円～199万円	200万円～249万円	250万円～299万円	300万円～399万円
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
400万円～499万円	500万円～599万円	600万円～699万円	700万円～799万円	800万円～899万円	900万円～999万円	1000万円～1499万円	1500万円以上
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

17 ふだんの1週間の就業時間

- ・ふだん残業や副業をしている場合は それも含めた1週間の合計について記入してください

15時間未満	15時間～29時間	30時間～34時間	35時間～39時間	40時間～48時間	49時間～59時間	60時間以上	その他(希望する就業時間がない)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

18 希望する1週間の就業時間

- ・希望する時間だけ働けるとすれば 1週間に何時間くらい働きたいかについて記入してください

15時間未満	15時間～29時間	30時間～34時間	35時間～39時間	40時間～48時間	49時間～59時間	60時間以上	その他(希望する就業時間がない)
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(参考資料3) 障害福祉サービス等情報公表システムのオープンデータサイト
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/sfkopendata/>

公表データ			
2023年3月末時点			
訪問系サービス	居宅介護 ?	重度訪問介護 ?	同行介護 ?
	行動支援 ?	重度障害者等包括支援 ?	
日中活動系サービス	療養介護 ?	生活介護 ?	短期入所 ?
施設系サービス	施設入所支援 ?		
居住系サービス	共同生活援助 ?	自立生活援助 ?	
訓練系・就労系サービス	自立訓練(機能訓練) ?	自立訓練(生活訓練) ?	宿泊型自立訓練 ?
	就労移行支援 ?	就労継続支援A型 ?	就労継続支援B型 ?
	就労定着支援 ?		
障害児通所系サービス	児童発達支援 ?	医療型児童発達支援 ?	放課後等デイサービス ?
	居宅訪問型児童発達支援 ?	保育所等訪問支援 ?	
障害児入所系サービス	福祉型障害児入所施設 ?	医療型障害児入所施設 ?	
相談系サービス	地域相談支援(地域移行) ?	地域相談支援(地域定着) ?	計画相談支援 ?
	障害児相談支援 ?		

附表 1

	採択
	<p>第 31 条 統計及び資料の収集</p> <p>1 締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保持する過程においては、次のことを満たさなければならない。</p> <p>(a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令に定める保障措置（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。</p> <p>(b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。</p> <p>2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立つために、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。</p> <p>3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、これらの統計が障害者及び他の者にとって利用しやすいことを確保する。</p>
2016.6	政府報告の提出
	<p>第 31 条 統計及び資料の収集</p> <p>208.障害者基本計画（IV3）に基づき、具体的な達成目標を設定し、数値等に基づき取組の実施状況及びその効果を把握、評価している。内閣府においては、関係省庁から、障害者に関する基礎的なデータを集め、ホームページに掲載している（基礎データ集）ほか、障害者施策に関する国際比較調査や世論調査、意識調査などを毎年行い、ホームページ等で公表している。</p> <p>209.統計法において、統計調査によって収集された情報については、守秘義務等を規定しており、障害者に関する情報も含めて適切</p>

	<p>に保護されているほか、国際連合で採択された「公的統計の基本原則」を踏まえた基本理念も定めており、統計の収集及び利用に関する倫理上の原則が遵守されている。また、公的統計については、その所在に関する情報も含め、インターネットその他の方法により適切に公表を行っている。</p> <p>210.国の行政機関により収集された障害者の個人情報、[「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に取り扱われる。同法の規定に違反した場合には刑罰が課せられる。同法は、個人情報の保護に関する国際的な基準である OECD8 原則を具体化しているものであり、国際的に受け入れられた規範を遵守している。</p> <p>また、国家公務員法第 100 条では、国家公務員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない旨規定している。</p> <p>211.なお、本条に関しては、政策委員会より、次のような指摘がなされている。（より詳しくは、付属文書を参照のこと）</p> <p>障害者に関する政策の監視・評価に使える水準の統計が、国・地方公共団体ともに不足しており、日本の人口全体を対象とした調査の実施や男女別統計の実施を徹底すべきである。</p> <p>（統計・データについては、I「条約締結に至る経緯と現状」参照）</p>
	<p>条約締結に至る経緯と現状</p> <p>3.他方、日本政府としては、条約の実施については不断の努力が必要であるとの認識であり、障害当事者・関係者の方からの意見を求めながら、今後政策を実施していきたい。課題としては、データ・統計の充実が挙げられ、特に性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータにつき、より障害当事者・関係者の方のニーズを踏まえた収集が求められていると考えられるので、次回報告提出までの間に改善に努めたい。</p> <p>また、政策委員会では、障害者施策における重点的な課題として、成年後見制度も含めた意思決定支援、精神障害者・医療的ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援、インクルーシブ教育システム、雇用、情報アクセシビリティについて、分野横断的な課題と</p>

		して、障害のある女性、障害者に関する統計について、重点的に検討された。
	2019.6	市民団体からのパラレル・レポート（英文 10,700 語以内）の提出（JDF）
		<p>第 31 条 統計及び資料の収集</p> <p>1. 課題</p> <p>（1）統計法に基づく基幹統計として障害者調査を位置づける必要がある</p> <p>締約国報告では、障害者施策の実施状況とその効果を統計的に把握していると書いている（208 項）。しかし把握されているのは主に施策の実施状況であり、その効果（生活実態）ではない。施策の効果（生活実態）についてもほとんどの場合、（a）基礎的な点に限られ（例えば住宅については、持ち家・賃貸・グループホームなどの区別のみ）、（b）非障害者との比較ができず、（c）性別・年齢別等の分類がなされていない。</p> <p>なお政府は日本の障害統計の課題をある程度認識しており、「性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータ」の収集について、次回締約国報告までの間に改善したいと書いている（3 項）。これは大変期待の持てる記述である。報道によれば政府は、2022 年の国民生活基礎調査に障害の有無に関する設問を導入し、収入等を一般国民と比較できるようにする方針を立て、その試行事業を 2019 年に実施する予定である。今後、権利条約の監視に役立つ障害者統計が実現するかどうか注目される。</p> <p>これまでこうした統計が不在であった原因は、障害者調査が統計法に基づく基幹統計とされておらず、データ収集が障害者施策を担当する各省庁にまかされてきたためである。</p> <p>障害者権利条約の成立を背景に、政策分野ごとの、また機能障害の種類ごとのバラバラな障害者調査への批判が高まり、2011 年から新たな「生活のしづらさ調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」が開始され、2016 年に第 2 回調査が行われた。これは精神障害者や慢</p>

	<p>性疾患患者を含め障害や疾病のために「生活のしづらさ」のあるすべての人を対象としたもので、従来に比べて改善されたものではあるが、国としての重要な統計調査ではなく、障害福祉サービス所管課が行うニーズ調査としての限界がある。その限界とは次のようなものである。</p> <p>(a)調査項目が主として福祉サービスニーズであり、雇用・教育・文化スポーツへの参加・選挙への参加・差別体験など CRPD の権利分野の多くが含まれない。(b)障害者手帳を持たず、障害福祉サービスも利用していない約 185 万人（この人々にも障害に伴う生活のしづらさがある）が、障害者として集計されない。(c)この調査への障害者や社会の関心が高まらず、その結果、2016 年調査の報告（2018 年 4 月厚生労働省）で日本の障害者は約 937 万人（人口の約 7.4%）と推計され、国際推計（約 15%、WHO の世界障害報告、2011 年）の半分にとどまっている。(d)政府の基幹統計調査ではないとの理由で、結果の分かりやすい公表はなく、障害者団体等が二次利用（基礎データを借り出して再集計を行うなど）することもできない。(e)障害のない人と比較できず権利条約の実施状況の評価に使えない。</p> <p>このような限界を持ちながらも、日本の障害者数として紹介されるデータの中心とせざるを得ないのが現状である。</p> <p>従って、統計法に基づく基幹統計として障害者調査を位置づける必要がある。</p> <p>（2）データの性別・年齢別・機能障害別・地域別等の分類</p> <p>障害のある女性など複合的な困難を被っている人々については特にデータが乏しい。障害のある女性と男性の人権の状態を非障害者の女性と男性の人権の状態と比較した報告書を作成する必要がある。ある地域における調査での単身者の収入の格差をみると、障害のない男性を 100 とした場合、障害のない女性は 66、障害のある男性は 44、障害のある女性は 22 であった。（出典：勝又 2008）</p> <p>また、障害種別ごとのデータが必要で、身体障害でも視覚・聴覚などに分類でき、聴覚障害者でもろうと難聴の区分（この表現につい</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>では検討中)ができるようにすべきである。また、地域格差も広がりつつあるので、都道府県別など、地域別に分類されたデータも必要である。</p> <p>(3) 非障害者との比較可能なデータの必要性</p> <p>障害のある者とない者の生活実態を比較できる調査データが必要である。そのためには、国勢調査、国民生活基礎調査そして社会生活基本調査など、一般人口を対象とした既存の基幹統計調査に障害の有無に関する設問を組み込み、障害者調査としても活用できるようにすべきである。このことによって</p> <p>予算を増やさずに全国的な障害者の実態が分かるばかりでなく、障害のない国民との比較が可能になるので、障害者権利条約の実現の程度を評価することも可能となる。</p> <p>一方、国勢調査や国民生活基礎調査では設問数が限られ、障害者施策に必要な情報が得られない(たとえば補装具の利用の有無や必要の有無など)という問題がある。そこでこれらの調査で障害があると答えた人の一部を対象に追加的な詳しい障害者実態調査を行うことが有効である。</p> <p>(4) その他の事項</p> <p>① 施設入所者および精神科病院長期入院者への調査</p> <p>これらの障害者に関するデータは、管理者を通じて調査されているが、できるだけ障害者自身の意見や希望を聞く調査が開始されなければならない。</p> <p>② データの二次利用</p> <p>行政機関のみならず障害者団体や社会一般が調査データを活用できるように普及するとともに、障害者団体等が基礎データを借り受けてより詳しい分析と活用ができるよう二次利用の仕組みを確立すべきである。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>③ プライバシー保護と拒否権</p> <p>近隣や行政機関に対して病気を隠して暮らしている精神障害者等もいるので、家庭訪問での障害者実態調査には十分な配慮が必要である。調査拒否も可能であることの周知や、訪問面接以外の回答方法の工夫など。</p> <p>④ 行政データの公開</p> <p>雇用、教育、所得保障、社会福祉、医療、権利擁護など各分野の障害者関係行政データを、性別・地域別などに分類して公表する必要がある。</p> <p>2. 事前質問事項案</p> <p>(1) 締約国報告第3項の、「性・年齢・障害種別等のカテゴリーによって分類された、条約上の各権利の実現に関するデータ」の収集の改善について、その後具体的にどのような検討がなされたか。</p> <p>(2) 国勢調査、国民生活基礎調査そして社会生活基本調査など、一般人口を対象とした既存の基幹統計調査に障害の有無に関する設問を組み込み、権利条約が規定する諸権利の実現状況を総合的に調査するために、どのような取り組みをする予定か。</p> <p>(3) 障害者統計の充実に向け、障害者団体とどのように取り組みを進める予定か。</p> <p>(4) 実態調査の改革により、障害者権利条約のどの条項の評価が可能となる予定か。また得られたデータを障害者団体や研究者が独自に分析できるようにする予定はあるか。</p> <p>3. 勧告案</p> <p>(1) 国勢調査、国民生活基礎調査そして社会生活基本調査などの基幹統計に障害に関する設問を組み込み、非障害者との比較ができる障害者統計を可能にすること。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>(2) この調査で障害があると答えた人を対象に、障害者実態調査を基幹統計として実施し、権利条約が規定する権利の各分野をカバーし、特にあらゆる形態の差別、とりわけ複合差別/交差的差別を撤廃し適切な監視と評価をおこなうための資料収集システムを改善するために、障害女性の団体を含む障害者団体と協力し、性別・年齢別・障害別・地域別等の分類が可能なデータを収集、政策評価に活用するとともに、障害者団体等による二次利用を可能とすること。</p> <p>(3) 入所施設利用者や精神科病院の長期入院者を対象に、できるだけ本人にインタビューする方式で調査を実施すること。</p>
	2019.9	市民団体から権利委員会へのブリーフィング（説明と質疑）
		口頭では触れられず
	2019.10	権利委員会から政府への事前質問
		<p>統計及び資料の収集（第31条）</p> <p>31. 性別，年齢，障害，地理的位置及び社会経済的・教育・雇用状況の事情によって分類したデータを収集し，分析し，広めるためにとった措置について情報を提供願いたい。特に，「持続可能な開発目標17.18」及び「障害に関するワシントン・グループの短い質問セット」を考慮にいたれたデータについて。</p>
	2021.3	市民団体（JDF）からの総括所見のためのパラレル・レポートの提出
		<p>第31条 統計及び資料の収集</p> <p>1. 権利条約の実施と監視に必要なデータの不在</p> <p>○ 委員会は、締約国が非障害者と比較可能な障害者にかかわる統計データ収集の改革に着手していることに留意している。しかし条約がうたう諸権利の実現の程度を明らかにし、障害のない人と比較し、性別・年齢別・障害別等に分類する統計調査を導入する全体的日程と内容は依然として不明であり、この取り組みへの障害者団体の関与が弱いことを懸念している。また委員会は、締約国には多数の長期の精神科病院入院患者や入所施設に居住する障害者がいるにもかかわらず、それらの人々の意向を聞く調査がなされていないことを懸念する。</p>

	<p>● 委員会は締約国に対し、「持続可能な開発目標のターゲット 17. 18」を考慮に入れつつ次の措置をとることを勧告する。</p> <p>a. 国勢調査、国民生活基礎調査、労働力調査そして学校基本調査をはじめとする基幹統計（Fundamental Statistics）に障害に関する設問を組み込み、非障害者との比較ができる障害統計を可能にすること。</p> <p>b. これらの調査で障害があると答えた人を対象に、詳しい障害者実態調査を基幹統計として実施すること。</p> <p>c. これらの統計調査の結果は、性別・年齢別・障害別・地域別に分類し、クロス集計を含む分析によって政策評価に活用するとともに、障害者団体等による二次利用を可能とすること。</p> <p>d. 入所施設利用者や精神科病院の長期入院者を対象に、できるだけ本人にインタビューする方式で調査を実施すること。</p> <p>e. 以上の統計調査の企画、実施、分析、普及と活用のすべてのプロセスでの、障害女性の団体を含む障害者団体の参加を確保すること。</p>
2022.5	政府から事前質問への回答
	<p>統計及び資料の収集（第 31 条） 質問事項 31 に対する回答</p> <p>163. 2018 年度を始期とする第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画においては、障害者統計の充実を図る旨を盛り込んだ。その具体的な取組の一環として、障害者と障害のない者の比較を可能とするため統計データの整備に向けた検討を内閣府、総務省、厚生労働省で協力しながら実施した。その際、障害者を捉える設問の在り方については、「障害に関するワシントン・グループの短い質問セット」で提案されている設問も含めて検討を進めた。</p> <p>総務省では、2021 年に実施する社会生活基本調査において、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどを把握することとし、調査実施の準備を進めている。</p> <p>また、厚生労働省では、2022 年に実施する国民生活基礎調査において、障害者統計の充実に資する設問の追加の検討を進めている。</p>

	<p>164. 文部科学省では、障害のある子どもに対する教育の充実に向け、地域・学校における支援体制の整備状況等について調査を実施し、インターネット等において情報発信している。</p> <p>165. 在宅の障害児・者等の生活実態とニーズを把握することを目的として、5年に一度「生活のしづらさなどに関する調査」を実施しており、調査結果を厚生労働省のホームページに掲載している。</p> <p>166. また、毎年、法定雇用率により1人以上の障害者の雇用が義務づけられている企業からの報告に基づき、企業に雇用されている身体障害者、知的障害者、精神障害者の数を把握し、公表している。加えて、従業員が5人以上の事業所についても雇用されている障害者の性別や賃金などについて、5年に一度調査を行い、公表している。</p> <p>167. さらに、公共職業安定所における障害者の就職状況等についても、毎年、障害の種別や程度ごとに把握し、公表している。</p>
2022.7	政府回答への意見
	<p>第31条 統計及び資料の収集</p> <p>1. LOI（意向表明書）回答へのコメント</p> <p>パラ 31</p> <p>2021年の社会生活基本調査、2022年の国民生活基礎調査ではじめて「障害に関する設問」が導入され、障害のない市民との比較が可能となるのは、前進である。しかしこの2つの調査だけでは、障害の有無で比較することを求めているSDGsの11の指標のほとんどはカバーできず、社会生活基本調査の障害設問では機能障害の種別がわからない。</p> <p>2. JDFが重要と考える課題</p> <p>(i) 障害の有無別データを求めるSDGs指標に対応するため、必要な基幹統計に障害設問を導入する（参照:No.1第31条1a）</p> <p>(ii) 追加的障害者実態調査の実施（参照:No.1第31条1b）</p> <p>(iii) 障害関係統計データの障害者団体等による二次利用を可能とする（参照:No.1第31条1c）</p>

		(iv) 入所施設利用者や精神科病院の長期入院者自身を対象に、意向調査を実施する（参照:No.1 第 31 条 1d）。 (v) 統計調査の企画、実施、分析、普及と活用への、障害女性の団体を含む障害者団体の参加(参照:No.1 第 31 条 1e)
2022.8		市民団体から権利委員会へのブリーフィング（説明と質疑）
		口頭では触れられず
2022.8		対面審査（建設的対話）での政府への質疑応答
		口頭では触れられず
2022.10		権利委員会からの提案や勧告を含めた総括所見（最終見解）
		統計及び資料の収集（第 3 1 条） 65.委員会は、以下を懸念をもって留意する。(a) あらゆる活動分野を対象とする、障害者に関する包括的で分類された資料の欠如。 (b) 居住型施設及び精神科病院の障害者が、実施済みの調査においては見過ごされていること。 66. 障害に関するワシントン・グループの短い一連の質問、及び経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）の障害者の包内容及び自律的な力の育成に関する政策指標を想起しつつ、委員会は締約国に、年齢、性別、機能障害の形態、必要とする支援の形態、性的指向及びジェンダー自認、社会経済的地位、民族、居住施設及び精神科病院を含む居住地といった様々な要因により分類された、あらゆる活動分野における障害者の資料収集システムを開発することを勧告する。